

1 一人ひとりの生涯を通じた健康づくりのために

心身の健康を維持、増進するための環境づくり

道1 栄養関係人材育成事業費

1,296千円

道立保健所は専門機関としての立場から、地域の栄養状態、食習慣や生活習慣上の課題を把握し課題に応じた対策を市町村や関係機関と連携して講じることができるよう、人材育成や必要な健康教育資材の整備を行う。

- 事業内容
- ① 調理師研修会
 - ② 行政栄養担当者研修会
 - ③ 栄養士養成施設学生公衆栄養学外実習
 - ④ 市町村に対する技術的支援

2 道民の健康づくり推進事業費（平成3年度開始）

6,351千円

これからの長寿社会を心身ともに健やかで、活力ある生活を送ることができるよう、健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばすことを目指し、生活習慣病の発症や経過に深く関わっている生活習慣の改善など、北海道健康増進計画すこやか北海道21に基づき、道民一人ひとりが健康的な生活習慣が身につけられるよう生涯を通じた健康づくりを推進する。

- 事業内容
- ① 「すこやか北海道21」の推進
 - ② 「栄養・食生活改善」の普及促進
 - ③ 生活習慣改善推進事業
 - ④ たばこ対策推進事業
 - ⑤ 地域・職域連携推進事業

道3 栄養改善普及事業費補助金

2,379千円

- (1) 北海道栄養士会が実施する栄養研修事業及び栄養改善普及事業に対し助成する。
補助先 公益社団法人北海道栄養士会（昭和44年度開始）
- (2) 北海道全調理師会が実施する調理師研修事業に対し助成する。
補助先 一般社団法人北海道全調理師会（昭和38年度開始）

4 がん対策等推進事業費（平成24年度開始）

29,700千円

- (1) がん登録・評価事業費（昭和47年度開始） 25,368千円
がん患者の実態把握、解析により、予防対策及び医療活動等への評価、支援を行う。
事業内容 がん登録・評価事業
- (2) がん対策推進企業連携等事業（平成21年度開始） 310千円
北海道がん対策推進計画に定めたがん検診受診率50%以上という目標を達成するため、民間企業・団体と連携し、がん検診受診促進の取組やがん検診従事者に対する講習会を実施するこ

とにより、がん検診受診率及びがん検診の精度の向上を図る。

- (3) がん後遺症対策事業費（平成26年度開始） 2,200千円
 がん等の後遺症であるリンパ浮腫のケアを行うため、医療従事者のスキルアップを図り、患者が身近な地域で安心してケアを受ける体制を構築する。
 事業内容 医療従事者研修及び患者向け講座の開催
- (4) がん検診従事者資質向上事業費（平成27年度開始） 1,000千円
 がん検診に携わる医師に対する研修を実施し必要な技能を習得することで、がんの早期発見・早期治療の推進を図る。
- (5) がん患者就労支援事業費（平成29年度開始） 822千円
 がん患者の就労継続等を促進するため、職場における受け入れ体制整備に関する企業向け研修会を開催する。

新道5 北海道がん対策推進計画費（平成30年度開始）

690千円

北海道がん対策推進計画（平成30～35年度）で設定する指標の進歩や推進上の課題等を把握するため、各種実態把握・分析を行う。

6 地域自殺予防対策等推進事業費（平成21年度開始）

2,289千円

地域自殺対策推進センターを設置し、自殺対策に関する人材の養成や関係機関及び地域とのネットワークの構築を推進するとともに、かかりつけ医うつ病対応力向上研修や地域の実情に応じた取組を具体的に展開する。

7 地域自殺対策強化事業費（平成27年度開始）

62,660千円

行政機関や民間団体の相談体制の整備及び人材養成を図るとともに、市町村及び民間団体の活動の支援など地域における自殺対策の強化を図る。

補助先 市町村、民間団体
 補助率 1/2～10/10

道8 健康づくり推進事業費（平成28年度開始）

989千円

市町村・企業等と連携し、道民の健康づくりの取組等にインセンティブを与える「北海道健康マイレージ事業」を実施する。

生活習慣病を予防するための体制づくり

1 公衆衛生看護活動基盤整備費（平成22年度開始）

4,109千円

地域の保健衛生向上のため、保健所保健師による公衆衛生活動を実施する。

- (1) 公衆衛生看護活動基盤整備事業 2,455千円

地域の保健活動の質向上と充実のために、公衆衛生活動の体制整備を図る。

- (2) 保健師学生等保健所実習事業 1,654千円

地域の保健医療福祉に必要な看護職員の養成確保を図るために、保健所の実習体制を整え、保健師学生の実習を行う。

道2 栄養改善指導費（昭和33年度開始）

6,185千円

調理師試験の実施など、調理師法及び栄養士法に基づく免許証の交付及び養成施設の指導を行う。

また、健康増進法に基づく給食施設の指導及び道民の健康保持増進を図るために必要な栄養指導のうち、特に専門的な知識及び食品の選択や表示等について援助及び指導を実施する。

3 国民健康・栄養等調査費（昭和27年度開始）

3,088千円

健康増進法第10条に基づき、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするために国民健康・栄養調査を実施する。

4 健康増進事業費補助金（平成20年度開始）

156,346千円

道民の健康を保持するため、健康増進法等に基づき、市町村等が実施する健康診査等の保健事業に対し補助する。

補助先 市町村

負担区分 国1/3、道1/3、市町村1/3（肝炎ウイルス検診の自己負担相当額は国10/10）

生涯を通じた歯と口腔の健康を推進するための環境づくり

道1 歯科保健対策推進事業費補助金（平成8年度開始）

1,556千円

歯科疾患予防対策推進のため、保健指導関係者、医療従事者等を対象とする講習会の開催等歯科保健推進のための事業に対し助成する。

補助先 一般社団法人北海道歯科医師会

道2 歯科技工士研修事業費補助金（平成4年度開始）

773千円

歯科技工士の技術の向上と職域定着を図るための卒後研修及び歯科技工技術研修会等の事業に対し助成する。

- 補助先 公益社団法人北海道歯科技工士会
① 卒後研修事業
② 専門研修事業

3 地域歯科保健対策事業費（平成12年度開始）

10,100千円

保育所、小学校等においてフッ化物洗口を推進し、永久歯のむし歯予防を図るほか、歯科医療機関における安全で安心な質の高い歯科医療の提供体制を整備するなど、地域における乳幼児から成人、高齢者等までのライフステージに対応した歯科保健対策を推進する。

また、歯科衛生士・歯科技工士養成所の適正な運営を図るため、指導・助言等を行う。

- ・8020運動推進事業
- ・歯科医療安全管理体制推進特別事業
- ・歯・口腔の健康づくり8020推進条例事業
- ・歯科衛生士・歯科技工士養成所に係る指定・監督事務

4 在宅歯科医療連携室整備事業（平成24年度開始）

38,203千円

在宅歯科医療を推進するため、道民や在宅歯科医療を必要とする要介護者・家族等のニーズに応え、歯科医療に係る相談や事前訪問等に対応する在宅歯科医療連携室整備事業に対し助成する。

補助先 一般社団法人北海道歯科医師会

5 歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業（平成26年度開始）

2,985千円

歯科医療従事者に認知症に関する研修を実施し、在宅歯科医療における認知症等の要介護高齢者への適切な歯科医療提供体制を構築する。

委託先 一般社団法人北海道歯科医師会

新 6 食・口腔機能改善専門職等養成事業（平成30年度開始）

2,073千円

在宅及び診療機関勤務歯科衛生士等に対し、地域ケア会議等において高齢者の栄養の改善及び口腔機能の向上に係る具体的な専門的助言をするための研修を実施し、多職種協働で高齢者の自立支援と重度化防止に取り組むことのできる専門職を養成する。

委託先 一般社団法人北海道歯科衛生士会